31404	鹿児島	米盛病院	0.0290	0.0555
31405	鹿児島	鹿児島市立病院	0.0193	0.0813
31406	鹿児島	池田病院	0.0126	0.0359
31407	鹿児島	大隅鹿屋病院	0.0219	0.0522
31408	鹿児島	徳田脳神経外科病院	0.0479	0.0488
31409	鹿児島	恒心会おぐら病院	0.0128	0.0538
31410	鹿児島	医療法人厚生会小原病院	0.0121	0.0427
31411	鹿児島	社会医療法人聖医会サザン・リージョン病院	−0.0939	0.0273
31412	鹿児島	出水郡医師会広域医療センター	0.0296	0.0646
31413	鹿児島	出水総合医療センター	0.0202	0.0562
31414	鹿児島	社会医療法人義順顕彰会種子島医療センター	0.0181	0.0680
31415	鹿児島	社会福祉法人恩賜財団済生会川内病院	0.0174	0.0561
31416	鹿児島	川内市医師会立市民病院	0.0284	0.0595
31417	鹿児島	いちき串木野市医師会立脳神経外科センター	0.0269	0.0465
31418	鹿児島	国分生協病院	0.0185	0.0529
31419	鹿児島	霧島市立医師会医療センター	0.0166	0.0587
31420	鹿児島	肝属郡医師会立病院	0.0153	0.0445
31421	鹿児島	屋久島徳洲会病院	0.0215	0.0714
31422	鹿児島	医療法人徳洲会徳之島徳洲会病院	0.0113	0.0441
31423	鹿児島	青雲会病院	0.0043	0.0432
31424	鹿児島	県立薩南病院	0.0080	0.0442
31425	鹿児島	県立大島病院	0.0170	0.0634
31426	鹿児島	県立北薩病院	0.0167	0.0469
31427	鹿児島	県民健康プラザ鹿屋医療センター	0.0256	0.0642
31428	鹿児島	独立行政法人国立病院機構指宿医療センター	0.0132	0.0435
31429	鹿児島	独立行政法人国立病院機構南九州病院	−0.0435	0.0575
31430	沖縄	医療法人禄寿会小禄病院	0.0184	0.0456
31431	沖縄	地方独立行政法人那覇市立病院	0.0216	0.0689
31432	沖縄	沖縄協同病院	0.0174	0.0590
31433	沖縄	医療法人おもと会大浜第一病院	0.0150	0.0589
31434	沖縄	中部徳洲会病院	0.0226	0.0707
31435	沖縄	宮古島徳洲会病院	0.0101	0.0475
31436	沖縄	公益社団法人北部地区医師会北部地区医師会病院	0.0138	0.0637
31437	沖縄	社会医療法人友愛会豊見城中央病院	0.0207	0.0701
31438	沖縄	社会医療法人かりゆし会ハートライフ病院	0.0269	0.0661
31439	沖縄	与那原中央病院	0.0176	0.0461
31440	沖縄	医療法人沖縄徳洲会南部徳洲会病院	0.0210	0.0654
31441	沖縄	沖縄県立中部病院	0.0240	0.0853
31442	沖縄	沖縄県立八重山病院	0.0076	0.0709
31443	沖縄	沖縄県立北部病院	0.0207	0.0676
31444	沖縄	沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	0.0243	0.0777
31445	沖縄	沖縄赤十字病院	0.0172	0.0617
31446	沖縄	沖縄県立宮古病院	0.0137	0.0758

○厚生労働省告示第百六号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、四半期ごとに告示するものとされている労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、平成二十九年四月一日から同年六月三十日までの間における休業補償の額の算定に当たり用いる率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一　常時百人未満の労働者を使用する事業場における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が当該休業補償について常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずべき率　別表第一に掲げる率

二　常時百人未満の労働者を使用する事業場の属する産業が毎月勤労統計に掲げる産業分類にない場合における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が、当該休業補償について、常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合又は毎月勤労統計によりその額の改訂をしたことがあるものである場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずる率　別表第二に掲げる率

三　日日雇い入れられる者の休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十に乗ずる率　別表第三に掲げる率